

主 文

被告人を懲役5年に処する。

未決勾留日数中90日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和6年1月18日に懲戒解雇されるまでの間、 A 株式会社
(以下「 A 」という。)の補填隊員として A からの指示に基づいて A
と現金補填契約を締結している各金融機関設置の現金自動預払機内の現金補填及
び現金回収等の業務に従事していたものであるが、

第1 令和5年12月11日午前9時37分頃から同日午前9時39分頃までの
間に、津市 (住所省略) 所在の A 現送用車庫に駐車中の現金輸送車金
庫内において、ほしいままに、 A が株式会社 B 銀行から同行の現金自
動預払機への現金補填のために預かって管理し、 C センター資金
管理課職員から受領した同行専用の補填バッグ入りの現金を、同行 D 支
店 E 店出張所に設置された現金自動預払機に補填するため、同行のた
めに業務上預かり保管中、自己の用途に費消する目的で、同バッグ内から現金

1000万円を取り出して自己が着用する防刃チョッキ内に隠し入れて着服し、もって横領した

第2 A からの指示に基づかず、正当な払出権限がないにもかかわらず、別紙「犯罪事実一覧表」（以下「別表」という。）記載のとおり、同年12月11日から令和6年1月15日までの間、11回にわたり、「犯行日時」欄記載の日及び同欄記載の犯行時間帯に、「被害場所」欄記載の三重県三重郡（住所省略） F 農業協同組合 G 支店 H

店出張所外10か所において、各所に設置された「管理者」欄記載の各金融機関支店長がそれぞれ管理する現金自動預払機を操作して、各機から上記各管理者の管理する「被害額」欄記載の現金合計1億7000万円を払い出して窃取した

ものである。

(量刑の理由)

本件は、金融機関が設置するＡＴＭの現金回収、現金補填等の業務を受託してい

た警備会社の社員であった被告人が、現金輸送車に積み込まれた現金を横領したほか（判示第1）、ATMから無断で現金回収する方法で多額の現金を窃取した（判示第2）事案である。

被告人は、補填隊員として得た知識を悪用し、相勤者の目を盗んだり、業務時間外に会社から鍵を持ち出したりするなどして犯行を繰り返しており、その手口は巧妙で、犯行には計画性及び常習性も認められ、犯行態様は相当に悪質といえる。本件における被害総額は合計1億8000万円と極めて多額に及んでおり結果は重大といえる上、警備会社の社会的信用を大きく失墜させた点も量刑上軽視できない。

被告人は、かねてより競輪や競艇のほかインターネットカジノのギャンブルにのめり込んでいたが、高額な掛け金を手に入れるため、抜き取った現金についてはギャンブルで勝った金で穴埋めをすれば良いなどと考えて搬送中の現金やATMの現金を抜き取り、これをギャンブルにつぎ込んだものの、負けが込んだことで穴埋めができなかったことから、更にギャンブルを続けて勝った金で穴埋めしようと抜き取る金額を増額するなどして犯行を重ねたもので、窃盗のうち1件の現金については被告人自身が判示第1の業務上横領による現金不足額の穴埋めに充てているものの、これも自己の違法行為の発覚を防ぐために行われたものであって、いずれの犯行についても動機や経緯に酌量すべき事情は見出せない。

以上によれば、被告人の刑事責任は相当に重いといわざるを得ないが、他方、判示第2別表番号1の窃盗により得た現金1000万円については業務上横領による被害の穴埋めに充てられたほか、判示第2別表番号11の窃盗被害金3000万円のうち2115万円については、金融機関に補償したAが被告人側から回収したことで損害の一部が実質的に回復していること、被告人が本件各犯行を素直に認めて反省の態度を示し、A及び金融機関に対する謝罪の意思を表明していること、被告人が今後はギャンブル依存症について治療を受け、社会復帰後は被害弁償に努める旨述べていること、被告人に前科前歴がないことなど、被告人のために

酌むべき事情も認められる。

そこで、これら諸事情を総合考慮すると、被告人に対しては、主文の実刑に処することが相当と判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(検察官原俊文、私選弁護人 I 各出席)

(求刑 懲役7年)

令和6年7月22日

津地方裁判所四日市支部

裁判官

鶴飼祐充 

別紙省略